

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）対応方針

児童福祉法等の改正により、乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）が令和8年度に本格実施される。

このことを踏まえ、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画である「埼玉県こども・若者計画」に掲げている、こども誰でも通園制度の実施の推進に関し、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、必要事項を定めるものである。

1 従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

- こども誰でも通園制度の実施に伴い必要となる保育士や、その他従事者の確保に努める。
- こども誰でも通園制度に従事する者について研修を行う体制を整備し、その確保及び資質の向上を図る。

2 教育・保育等との一体的提供体制に関する事項について

- 地域の保育所・認定こども園・幼稚園など教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園制度の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、こども誰でも通園制度の事業実施者と教育・保育施設との間で情報共有の体制を整備する市町村を支援する。
- 市町村と連携し、こども誰でも通園制度の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努める。